

高松市耐震改修促進計画の改正の概要

1 計画策定の背景

高松市では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、平成 20 年 3 月に「高松市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化率の目標などを定め、建築物の耐震化を総合的かつ計画的に進めてきました。

その後の東日本大震災の発生や、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法及び平成 28 年 3 月の国の基本方針の改正、同年 12 月の香川県耐震改修促進計画（第二次計画）の策定など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、平成 32 年度までを計画期間とし、計画を改正するものです。

2 住宅・建築物の耐震化の概要

(1) 当初計画（平成 20 年度～平成 27 年度）に掲げた耐震化率の目標値

			本市の耐震化率		目標値（平成27年度末）		
			H19	H27	本市	国	県
住宅			70%	79%	90%	90%	90%
※1 災害拠点施設として機能するもの	災害対策本部等の災害 応急対策指揮・実行、 情報伝達施設	国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察本部、警察署、消防本部、消防署など	76%	89%	100%	90%	90%
	被災時の避難者の収容施設	学校、体育館など	32%	99%	100%		90%
	避難時の救護施設	病院	66%	72%	90%		90%
	被災時の要援護者施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所など	77%	98%	90%		90%
	被災時の一時居住施設	公営住宅など	73%	93%	90%		90%

- ※ 1 幼稚園、保育所：階数が 2 及び床面積の合計が 500 m²以上のもの
 小中学校、老人ホーム等：階数が 2 及び床面積の合計が 1,000 m²以上のもの
 体育館等：床面積の合計が 1,000 m²以上のもの
 国、県、市町の防災拠点となる庁舎、警察本部、消防本部、病院、公営住宅等：階数が 3 及び床面積の合計が 1,000 m²以上のもの

(2) 改正計画の主要事項等

- 国の基本方針に合せ計画期間を平成 32 年度までとする。
- 災害時に重要となる災害拠点施設等に、新たに 3 階以上かつ延べ面積 1,000 m²以上のホテル、旅館、物販店などを加え、**多数の者が利用する建築物**を対象とする。
- 多数の者が利用する建築物の用途ごとにも耐震化率の目標を設定する。

(3) 改正計画の耐震化率の目標値

- 住宅**は平成 27 年度末の耐震化率が 79%にとどまっていることから、目標を **90%**に据え置く
- 多数の者が利用する建築物**の平成 27 年度末の耐震化率は 91%であることから、国と同様に **95%**に設定する。

対象建築物	耐震化率 (平成 27 年度末)		目標値 (平成 32 年度末)	
	全国平均	高松市	国	高松市
住宅	82% (H25)	79%	95%	90%
多数の者が利用する建築物	85% (H25)	91%	95%	95%